

WTO体制と地域貿易協定の 法的インターフェース問題 —紛争解決手続の競合と調整—

大阪市立大学 平 寛

問題の所在

- 国際法体系の断片化(fragmentation)現象
 - 多数の国際裁判機関の登場と国際法の一貫性に対する危機感
 - 国際裁判所の一貫しない判決の妥当性、正当性、および実効性の低下
 - 同一の紛争の複数裁判所への係属＝管轄権の競合⇒ne bis in idem（同じことに2度かかわるなかれ）原則の違反。

- 国際法の断片化現象の1つとしての地域貿易協定の増加とそれに伴う紛争解決手続の増加。
- WTO協定と地域貿易協定の規律事項の重複⇒紛争解決手続相互間の競合(オーバーラップ)
- 競合の調整の可能性の探求

地域貿易協定における紛争解決規定

- 排他的管轄条項の存在
 - 法廷の選択条項
 - 選択後の法廷の排他性
- 適用法としての国際法
 - WTO法を適用法とすることの問題性

日・シンガポールEPA

(2002年1月13日署名、同11月30日発効)

● 第139条 第21章の適用範囲

- 1 この章の規定は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係る両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は締約国が当事国となっている他の国際協定に基づいて紛争解決のための手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づく、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りでない。
- 4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

● 第144条 仲裁裁判所の任務

- 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (b)この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

日本・マレーシアEPA

(2005年12月13日署名、2006年7月13日発効)

- **第145条 適用範囲**

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づく権利又は義務で、実質的に異なるものについては争われるときは、この限りでない。

- **第149条 仲裁裁判所の任務**

- 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (b)この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

日・メキシコEPA

(2004年9月17日署名、2005年4月1日発効)

- **第150条 適用範囲**

- この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間のすべての紛争の解決について適用する。

- **第151条 紛争解決手続の選択**

- 1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

- 2 1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

- 3 2の規定の適用上、この章の規定に基づく紛争解決手続はいずれか一方の締約国が第153条1の規定に基づいて仲裁裁判所の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。

- 4 2の規定の適用上、世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（その改正を含む。以下同じ。）第6条の規定に基づいて同上に規定する小委員会の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。

- **第153条 仲裁裁判所の設置**

- 8 付託事項「この協定の関連規定に照らし、…この協定との適合性について決定を行い…」

日・フィリピンEPA (2006年9月8日署名)

● 第149条 適用範囲

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。
- 4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。
- 5 両締約国は、この協定に基づく義務の違反が世界貿易機関設立協定に基づく義務の違反を構成する場合には、世界貿易機関設立協定による紛争解決手続を利用することを優先的に考慮する。

● 第154条 仲裁裁判所の任務

- 1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (b)この協定及び適用可能な国際法(国際慣習法を含む。)の規則に従って裁定を下す。

NAFTA Chapter 20(1)

- **Article 2005: GATT Dispute Settlement**

1. Subject to paragraphs 2, 3 and 4, disputes regarding any matter arising under both this Agreement and the General Agreement on Tariffs and Trade, any agreement negotiated thereunder, or any successor agreement (GATT), may be settled in either forum at the discretion of the complaining Party.

2. Before a Party initiates a dispute settlement proceeding in the GATT against another Party on grounds that are substantially equivalent to those available to that Party under this Agreement, that Party shall notify any third Party of its intention. If a third Party wishes to have recourse to dispute settlement procedures under this Agreement regarding the matter, it shall inform promptly the notifying Party and those Parties shall consult with a view to agreement on a single forum. If those Parties cannot agree, the dispute normally shall be settled under this Agreement.

3. In any dispute referred to in paragraph 1 where the responding Party claims that its action is subject to Article 104 (Relation to Environmental and Conservation Agreements) and requests in writing that the matter be considered under this Agreement, the complaining Party may, in respect of that matter, thereafter have recourse to dispute settlement procedures solely under this Agreement.

NAFTA Chapter 20(2)

4. In any dispute referred to in paragraph 1 that arises under Section B of Chapter Seven (Sanitary and Phytosanitary Measures) or Chapter Nine (Standards-Related Measures):

- (a) concerning a measure adopted or maintained by a Party to protect its human, animal or plant life or health, or to protect its environment, and
- (b) that raises factual issues concerning the environment, health, safety or conservation, including directly related scientific matters,

where the responding Party requests in writing that the matter be considered under this Agreement, the complaining Party may, in respect of that matter, thereafter have recourse to dispute settlement procedures solely under this Agreement.

5. The responding Party shall deliver a copy of a request made pursuant to paragraph 3 or 4 to the other Parties and to its Section of the Secretariat. Where the complaining Party has initiated dispute settlement proceedings regarding any matter subject to paragraph 3 or 4, the responding Party shall deliver its request no later than 15 days thereafter. On receipt of such request, the complaining Party shall promptly withdraw from participation in those proceedings and may initiate dispute settlement procedures under Article 2007.

NAFTA Chapter 20(3)

- 6. Once dispute settlement procedures have been initiated under Article 2007 or dispute settlement proceedings have been initiated under the GATT, the forum selected shall be used to the exclusion of the other, unless a Party makes a request pursuant to paragraph 3 or 4.
- 7. For purposes of this Article, dispute settlement proceedings under the GATT are deemed to be initiated by a Party's request for a panel, such as under Article XXIII:2 of the General Agreement on Tariffs and Trade 1947, or for a committee investigation, such as under Article 20.1 of the Customs Valuation Code.

NAFTA Chapter 20(4)

- **Article 2012: Rules of Procedure**

3. Unless the disputing Parties otherwise agree within 20 days from the date of the delivery of the request for the establishment of the panel, the terms of reference shall be:

"To examine, in the light of the relevant provisions of the Agreement, the matter referred to the Commission (as set out in the request for a Commission meeting) and to make findings, determinations and recommendations as provided in Article 2016(2)."

WTO紛争解決手続

- ネガティブ・コンセンサスによる事実上の強制管轄権
- DSU23条⇒WTO協定上の紛争の排他的管轄規定
 - 地域貿易協定の排他的管轄条項との抵触の可能性
 - とくに適用法規にWTO法が含まれる場合
- DSU25条⇒仲裁手続

排他的管轄条項による 管轄権競合の調整の可能性

■アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件

■MOX事件

アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する確定アンチダンピング関税事件 (WT/DS241/R, 22 Apr. 2003)

- 先決問題

- ブラジルは、アルゼンチンのAD措置について、本件WTO提訴に先立ち、MERCOSUR(南米南部共同市場)の特別仲裁裁判所にも提訴し、敗訴していた。この事実により、WTOパネルは本件の管轄権行使を控えるべきか。また、WTOパネルは、MERCOSUR裁判所の裁定に拘束されるか(para.7.17)。

- パネルの判断

- 先行するMERCOSUR事件の基礎となったブラジリア議定書は、同一の措置を後にWTOの紛争解決手続に付託するブラジルの権利を制限するものではない。
- ブラジルは、排他的管轄条項を含むオリボス議定書に署名したが、同議定書は、未だ発効していないし、また、ブラジリア議定書に従ってすでに決定された紛争にはオリボス議定書は適用されない。
- オリボス議定書が署名されたという事実は、そのような議定書がなければ、MERCOSURの紛争解決手続の後に同一の措置についてWTOの紛争解決手続が続くことをMERCOSUR加盟国が認識していたことを示唆する。

- アルゼンチンは、DSU3.2条の下で、MERCOSUR裁判所の裁定は、ウィーン条約法条約31.3条(c)に規定される「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」としてパネルによって適用されるべきと主張する。
- しかし、アルゼンチンは、WTO協定の解釈とはかかわりなく、MERCOSUR裁判所の裁定に従ってパネルが自らの判断すべきと述べているに過ぎない。
- パネルは採択されたパネル報告書の裁定にさえ拘束されない。WTO以外の紛争解決手続の裁定に拘束されるわけではない(paras. 7.40-7.41)。

- Pauwelyn評価

- 本件においてパネルは、他の非WTO法に含まれる排他的管轄条項を適用する積極性を表明している。
- つまり、オリボス議定書が発効していれば、パネルは、同議定書の排他的管轄条項を尊重した可能性があるとする。

- 別の評価の可能性

- パネルは非WTO法に対して敵対的？

WTO紛争解決手続における適用法

—WTO以外の国際法の適用可能性—

- DSU3.2条

- WTOの紛争解決制度が「対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し並びに解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにする」ものであること、および、「紛争解決機関の勧告及び裁定は、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない」ことを規定。

- DSU7.1条

- パネルの付託事項について、「(紛争当事国が引用した対象協定の名称)の関連規定に照らし」紛争当事国により「紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関が当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと」と規定。

- これらおよびその他のDSU規定から次のように言える。
 - － DSUの随所にみられる対象協定への言及から、DSU上は少なくとも対象協定がWTOの紛争解決手続における適用法になるということが出来る。しかし、これらの規定が適用法をもっぱら対象協定に限定しているのか、他の国際法が適用法にはなりえないのかについては、解釈上必ずしも明確ではなく、学説上も深刻な対立が存在する。
 - － なお、上述のDSU3条2項が「解釈に関する国際法上の慣習的規則」に従って対象協定の解釈を行うことを認めていることから、そのような慣習国際法を法典化したウィーン条約法条約31条および32条が、対象協定の解釈のための適用法となりうること、さらに同31条3項(c)の「当事国間の関係において適用される国際法の関連規則」も対象協定の解釈に当たって考慮されうることについては、学説上も争いはない。

国際法の一般原則の適用による 管轄権競合の調整

- 信義誠実の原則
- エストッペル(禁反言)の原則
- 既判力(Res Judicata)の原則

アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する 確定アンチダンピング関税事件 —信義誠実原則の適用—

- アルゼンチンの主張

- ブラジルは、アルゼンチンのAD措置をMERCOSUR裁判所で争い、敗訴した後に、同一の措置についてWTOの紛争解決手続を開始したことにより信義誠実の原則 (principle of good faith) に違反した。

- パネルの判断

- 信義誠実違反を認定するための2つの条件
 - 1. 加盟国がWTO協定の実体規定に違反していなければならない
 - 2. 「単なる違反以上の」何かが存在しなければならない。
- アルゼンチンは、本件提訴を行うことにより、WTO協定のいずれかの実体規定に違反したことを主張しなかったため、第1の条件が満たされていない。

アルゼンチンのブラジル産鶏肉に対する 確定アンチダンピング関税事件 —エストッペル原則の適用—

- アルゼンチンの主張

- ブラジルは本件のWTO紛争解決手続をエストッペル原則により妨げられる。

- エストッペル原則は次の3つの条件が存在する場合に適用される。

- 1.明確かつ曖昧でない事実の声明
- 2.その声明が任意、無条件かつ認証されたものであること
- 3.その声明が誠実に依拠されたこと

- パネルの判断

- 上記第1の条件に関して

- ブラジルが、MERCOSURですでに争われた措置に関してWTOの紛争解決手続を提起しないという明示的な声明を行ったという記録上の証拠は存在しない。

- 上記第3の条件に関して

- ブラジルの声明によって単に不便を被ったということは、アルゼンチンがそのような声明に依拠して行動する誘因となり、かつ、ブラジルの立場の変更により否定的な結果を被っているということを証明するには十分ではない。

- 以上の理由により、アルゼンチンの主張を却下。

- オリボス議定書が発効し、排他的管轄条項が友好であれば、エストツペル原則の適用は可能か？

既判力の原則

- 既判力の原則の適用条件
 - 1. 当事者の同一性
 - 2. 対象または事項の同一性
 - 3. 訴訟原因の同一性
- たとえばアルゼンチン事件の場合、
 - MERCOSUR裁判所とWTO紛争解決手続では、上記1および2の条件は満たされるが、3の条件が満たされない。

MOXプラント事件

(アイルランド対英国、2001. 11. 09)

・経緯

- 英国によって設置された核燃料再処理施設(MOXプラント)からの放射性廃棄物のアイリッシュ海への投棄について、アイルランドが国連海洋法条約(UNCLOS)違反を理由に海洋法裁判所(ITLOS)に提訴。
- ITLOSは、*prima facie*の管轄権を肯定。
- その後、本案審理のために、UNCLOS附属書VIIによって仲裁裁判所が設置されたが、同裁判所は審理を停止。
- 理由は、本件紛争がEC条約292条(EC裁判所の排他的管轄規定)に基づきEC裁判所の排他的管轄権に服するとする英国の主張を考慮。

– 仲裁裁判所は、次のように述べる。

- 本件紛争がECの排他的管轄権に属する問題であるかは、EC裁判所が決定すべき事項である。
- EC内部でのこの問題の解決が行われていない状況で本件紛争の本案について審理を進めることは不適切。
- 「2国間の権利と義務を決定するよう要請される[2つの]司法機関相互の間に存在すべき相互尊重と礼譲を考慮」する。
- 「同一の問題について2つの抵触する決定をもたらさうる手続は本件当事者間の紛争の解決に有益ではない。」

- 本件に固有の事情⇒管轄権の競合を調整する規定の存在
 - － 仲裁裁判所の適用法⇒UNCLOS293条
 - 「裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する。」
 - － 他法廷の優先条項⇒UNCLOS282条
 - 「この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、一般的な、地域的な又は二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付することについて合意した場合には、当該手続は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、この部に定める手続の代わりに適用される。」
- 仲裁裁判所は、他の国際裁判所の管轄権を尊重することを義務づけられていると見ることが可能。

結論

- 地域貿易協定の紛争解決手続が排他的管轄条項を含んでいても、紛争が地域貿易協定とWTOの双方の紛争解決手続に係属する可能性はある。
- この場合、WTOの紛争解決機関は、地域貿易協定の排他的管轄条項の存在を理由としては自己の管轄権行使を否定できない可能性がある。
- 国際法の一般原則によっても自己の管轄権行使を否定できない。
- 従って、地域貿易協定の排他的管轄条項は、WTOと地域貿易協定の間インターフェースとしては必ずしも十分なものではない。

参考文献

- Joost Pauwelyn, Going Global, Regional, or Both? Dispute Settlement in the Southern African Development Community (SADC) and Overlaps with the WTO and Other Jurisdictions, 13 Minn. J. Global Trade 231 (2004).
- Joost Pauwelyn, DIVERSITY OR CACOPHONY?: NEW SOURCES OF NORMS IN INTERNATIONAL LAW SYMPOSIUM: ARTICLE: BRIDGING FRAGMENTATION AND UNITY: INTERNATIONAL LAW AS A UNIVERSE OF INTER-CONNECTED ISLANDS, 25 Mich. J. Int'l L. 903(2004).
- Anja Lindroos & Michael Mehling, Dispelling the Chimera of 'Self-Contained Regimes' International Law and the WTO, 16 Eur.J.Int'l L 5-857(2005).